

十日町市就業改善センター使用申込(申請)書

十日町市長 様 十日町市就業改善センター条例に基づき申し込みます。

令和 年 月 日 団体名： _____

代表者（個人）名： _____

所在地（住所）： _____

連絡先： _____

利用期日	令和 年 月 日（ ）					
利用時間	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分					
集会名称				参集予定人員：	人	
利用内容 ・目的				当日責任者名：		
				(連絡先：	)	
入場料	有（ 円）・無		販売行為	有・無		
使用 施設 使用を希望 する部屋名 の□にチェッ ク(☑)をつ けてくださ い。	施設名		使用料(円)／1時間		使用 時間	使用料
			昼間 (9-18 時)	夜間 (18-22 時)		
	1階	☐ 大集会室(和室)	¥600	¥840		円
		☐ 技術研修室	¥360	¥480		円
	2階	☐ 講 堂	¥960	¥1,200		円
		☐ 研修室	¥360	¥480		円
		☐ 小集会室(和室)	¥360	¥480		円
		☐ 調理実習室	¥600	¥840		円
使用料 の減免	就業改善センター条例施行規則第9条該当 有（ 50%・100% ）・無		※複数回利用時の 月利用時間 計	使用料合計	円	
使用料 の割増	有(300%)・無			減 免 額	円	
				決定使用料	円	
				割増有決定使用料	円	
予約簿記載日	月 日	徴収簿記載日	月 日	納付書発行	月 日	
備 考	(使用物品や事前に連絡しておきたいことがあれば記入してください)					

館 長	副館長	係 員	受 付 日：	年 月 日
			承 認 日：	年 月 日
			承認番号：	第 号

裏面もご確認下さい

(2025.4 使用料改定)

【利用にあたっての留意事項】

(令和5年3月13日～)

◎各部屋の利用定員数は以下の通りです。

1階 大集会室	45人	1階 技術研修室	22人	2階 講堂	65人
2階 小集会室	18人	2階 調理実習室	26人	2階 研修室	24人

※なお、密にならない人数でのご利用をお願いします。

◎利用時間には、利用の準備及び原状回復に要する時間を含むものとします。

◎利用時間が1時間未満の場合は、1時間とみなします。

◎利用者名簿の提出は不要としますが、利用責任者において利用時の利用者及び連絡先を必ず把握しておくようにしてください。

◎利用にあたっては、換気、終了時の清掃をしていただきます。

◎備品を使用する場合は、事前に係員にお申し出ください。

◎就業改善センターの備品・設備を破損した場合、使用者に原状回復・損失補償をして頂きます。

なお、その他詳細は事前に吉田公民館（電話 752-2874）へお問い合わせください。

【減免対象等について】

◎十日町市就業改善センター条例施行規則 第9条により次のとおりとする

〈減免一覧表〉

対象		減免率（％）	
		専ら催事に 利用する場合	専ら練習等の ために利用す る場合
十日町市及び教育委員会		100	100
国及び地方公共団体		50	100
市内の青少年育成団体		100	100
市内の小学校及び中学校及び特別支援学校		100	100
市内の市立学校以外の学校		50	100
市内の児童福祉法に規定する保育所及び認定こども園		50	100
市内の社会教育関係団体	営利を目的としない 公益的な事業	50	50
市内の社会福祉関係団体		50	100
市内の障がい者関係団体		50	100
市内の地域振興関係団体		50	100
その他教育委員会が必要と認めた場合		必要と認めた率	